

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年3月14日
【会社名】	三浦印刷株式会社
【英訳名】	Miura Printing Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三 浦 剛 冶
【本店の所在の場所】	東京都墨田区千歳二丁目3番9号
【電話番号】	03-3632-1111
【事務連絡者氏名】	取締役経理部、総務部担当 須川直輔
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区千歳二丁目3番9号
【電話番号】	03-3632-1111
【事務連絡者氏名】	取締役経理部、総務部担当 須川直輔
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 999,957,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	8,403,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 1,000株

(注) 1 上記発行数は、平成26年3月14日（金）開催の取締役会において決議された、第三者割当による新株式発行に係る募集株式数7,303,000株及び第三者割当による自己株式の処分に係る募集株式数1,100,000株の合計であります。

2 本有価証券届出書の対象とした募集のうち自己株式の処分に係る資金は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式を処分する方法により行われるものであり、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分		発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当		-	-	-
その他の者に対する割当	新規発行	7,303,000株	869,057,000	309,399,162
	自己株式の処分	1,100,000株	130,900,000	-
一般募集		-	-	-
計（総発行株式）		8,403,000株	999,957,000	309,399,162

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、払込金額の総額であります。

3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとなります。また、会社計算規則第14条第1項に従い算出される自己株式処分差損250,258,677円が生ずるため、資本金等増加限度額が618,798,323円となることから、資本組入額の総額は309,399,162円、増加する資本準備金の額は309,399,161円となります。

(2) 【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
119	42.3	1,000株	平成26年3月31日（月）	-	平成26年3月31日（月）

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。
- 2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。なお、本第三者割当は新株式発行及び自己株式の処分により行われるものであります。また、本自己株式処分に係る払込金額は、資本組入れされません。
- 3 本有価証券届出書の効力発生後、割当予定先から申込みがない場合は、募集株式に係る割り当てを受ける権利は消滅いたします。
- 4 申込み及び払込みの方法は、払込期日までに募集株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
三浦印刷株式会社 本社	東京都墨田区千歳二丁目3番9号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 上野中央支店	東京都台東区上野六丁目1番14号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行及び処分による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行及び処分諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
999,957,000	9,700,000	990,257,000

- (注) 1 発行及び処分諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 2 本第三者割当増資に係る発行及び処分諸費用の内訳は、有価証券届出書等作成費用約500万円、弁護士に対する費用として約160万円、登記関連費用約220万円、その他手数料約90万円を予定しております。

（２）【手取金の使途】

上記差引手取概算額である990百万円の資金使途につきましては、厳しい受注環境にあって、企画・デザイン・IT/WEBといった上流工程の機能が十分でなくお取引様への訴求力が不足しているという受注面における課題の解決に向け、上流工程の強化策としての提携、業務委託等に790百万円を支出、更に長い歴史のなかで部門毎の独自色が強く残っているために分散している会社全体の力を、より効率的にかつ効果的に発揮させるという課題の解決のため、業務プロセス改善に向けたシステム投資に100百万円、社内コミュニケーションや人材強化、人事制度改革に100百万円を支出する予定です。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
上流工程（企画・デザイン・IT/WEB）の強化 （イ）子会社化・業務資本提携 （ロ）業務委託	（イ）690 （ロ）100	平成26年4月～平成28年3月
業務プロセス改善に係るシステム構築	100	平成26年4月～平成27年3月
社内コミュニケーション・人材教育・制度改革	100	平成26年4月～平成28年3月

上流工程強化を目的とした子会社化・提携、業務委託、その他の施策

お取引先様に対する訴求力を高め、ワンストップサービス化を図ることにより、中流・下流工程と一体でお取引先様ニーズに徹底的に対応できる体制を目指します。まず、（イ）当社の戦略上690百万円を上限として子会社化あるいは業務・資本提携を計画しております。具体的には販促マーケティング会社と店頭販促支援ツール製作会社それぞれ1社ずつ（規模的にはいずれも年商10～15億円程度）の子会社化あるいは業務・資本提携を想定しており、アドバイザー手数料を含めた支出を予定しております（実行に際しては今回業務提携契約を締結するアスパラントグループ株式会社（以下「AG」といいます）とは別に紹介会社の活用を予定しております）。いずれも具体的な対象企業は未定であります。平成26年4月よりAGとの業務提携契約に基づき、平成28年3月までの成約を目指して、同社社員の有する豊富な買収・提携経験や情報力を活かした協力のもと慎重に対象先の選定活動に入り、子会社化・提携等の実行に応じて支出してまいります。また で記載のとおり並行して取組む社内部門間コミュニケーションの活性化や人材強化策は、当社にとってより必要とする上流工程機能を有したパートナーの発掘に貢献するものと考えています。更に、（ロ）店頭販促に高い専門性をもつ企業1社とWEBプロモーションに専門性をもつ企業1社への業務委託に平成26年4月～平成28年3月に継続的に計100百万円を支出する予定です。

なお、当社印刷事業の再構築には上流工程強化が極めて必須と考えることから、諸事情により平成28年3月までに子会社化・提携が計画通り成約しない場合でも、その時点で当社がおかれている事業環境を十分考慮したうえで、継続してパートナーの発掘に注力するとともに、独自で人材を確保し社内または子会社として上流工程を担う組織を新たに立ち上げることも検討してまいります。この場合は本第三者割当増資により調達する資金を使用する予定ですが、同時に資金使途の変更について直ちに開示をいたします。

業務プロセス改善に係るシステム構築

システム投資を伴う業務プロセス改善により、各部門共通で使用する経営指標を設定し、部門・工程単位の数値責任や収益責任を明確化します。現在当社では、従来から使用している生産管理を主目的としたシステムと、今期より運用を開始した採算管理を目的としたシステムが併用されていますが、後者は現状本格運用されるには至っており、会社全体の収益管理に改善の余地があります。このため各部門が独自に指標を設定し管理している傾向があり会社全体の収益管理が不十分となっています。今回のシステム投資により個別案件ごとの予算・実績管理を可能にすることで、収益管理を一元的に管理できるようになり全社的な受注力の強化に結びつけることを目指します。平成26年4月からシステム構築に向けたプロジェクトを組成し、社内システム部門も関わりますが、相当規模のシステム構築となることが想定され、平成27年3月までに外部システム業者への委託費を含め100百万円の支出を予定しております。

社内コミュニケーション・人材教育・制度改革

組織横断型コミュニケーション活性化のための仕掛けを策定する一方、外部機関を活用した人材教育や制度改革を実施するとともに、ノウハウ・成功事例の蓄積を進めて人材レベルアップを支援します。具体的には、社員研修として外部講師招請による営業プロセスマネジメント研修、企画提案力養成研修、各層向けの人材育成研修等に30百万円、外部専門人材の登用に20百万円、外部コンサルを導入しての人事制度改革に50百万円の支出を予定しております。いずれも平成26年4月～平成28年3月に支出していく予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	AG投資事業有限責任組合（以下「AGファンド」といいます）	
所在地	東京都港区赤坂2-23-1	
出資額	7,780,000,000円（平成25年12月31日（火）現在）	
組成目的	無限責任組合員であるアスパラントグループ株式会社（以下「AG」といいます）を介して、普通株式、種類株式及び新株予約権を取得し、これらを保有して、投下資本を増加させ回収することを目的とし、平成25年4月24日付で組成されました。	
主たる出資者及びその出資比率	1．38.56％ 伊藤忠商事株式会社 2．12.85％ 株式会社三菱東京UFJ銀行 3．12.85％ 株式会社福岡銀行 4．12.85％ 株式会社宮崎銀行 （上記以外に10％以上の出資者はありません。）	
業務執行 組合員等 に関する 事項	名称	アスパラントグループ株式会社（平成24年10月5日設立）
	本店の所在地	東京都港区赤坂2-23-1
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 中村 彰利
	資本金	30百万円（平成26年3月14日（金）現在）
	事業の内容	AGファンドの財産の運用及び管理
	主たる出資者及びその出資比率	中村 彰利 90% 瓜生 健太郎 10%

- （注）1 AGファンドは、無限責任組合員であるAGにより、平成25年4月24日に組成された投資事業有限責任組合です。AGファンドへの出資については、無限責任組合員たるAGの出資の要請に応じて組合員が出資を履行するキャピタルコール方式を採用しております。
- 2 AGは、AGファンドの無限責任組合員であり、AGファンドに係る投資事業有限責任組合契約上、組合財産の投資、運用、管理及び処分に関する事項は、無限責任組合員たるAGの裁量により行われるものとされています。なお、AGは、平成25年3月29日付けで関東財務局に対して適格機関投資家等特例業務に関する届出をしております。

b. 提出者と割当予定先との間の関係

提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	本日付で資本提携契約を締結いたしません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。
提出者と業務執行組合員等との間の関係	出資関係	本日付で業務提携契約を締結いたしません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要並びに提出者と割当予定先との間の関係及び提出者と業務執行組合員等との間の関係は、平成26年3月14日(金)現在におけるものです。

c. 割当予定先の選定理由

割当予定先であるAGファンドは、無限責任組合員であるAGが運営管理する投資事業有限責任組合に関する法律に基づく投資事業有限責任組合であります。AGは、平成24年10月5日に設立され、潜在的に競争力のある国内企業に投資し、経営者と共に業績改善を支援する会社です。国内外の金融機関、プロフェッショナルファーム、政府機関、国際機関等で長年経験を積んだメンバーで構成されております。

印刷業界におきましては、企業の広告宣伝費抑制による印刷物需要の低迷と受注競争の激化による単価下落の影響により、引き続き厳しい経営環境となる中、当社では今期から3か年の新中期経営計画「みんなの中計」を推進しております。主力の印刷事業においては、受注拡大に軸足を置き、新たな差別化要因の創出による収益源の確立と利益体質強化の実現に向け、事業構造の再構築に取り組んでまいりましたが、受注単価下落傾向が続き、加えて材料費の値上がりも影響するなど、厳しい経営環境で推移しております。新中期経営計画「みんなの中計」においては、印刷領域の再構築（中流工程）とロジスティクス領域の強化（下流工程）に加え、収益モニタリングシステムによる採算管理の徹底や内製化拡大による収益改善を進めて参りましたが、厳しい受注環境の中で、企画・デザイン・IT/WEBといった上流工程の機能が十分でなくその結果としてお取引先様への訴求力が不足していることから、期待する成果を出すには至っておりません。更に、長い歴史の中で部門毎の独自色が強くなり会社全体の力が分散していることから、システム・オペレーション改善、社内コミュニケーション活性化・人材教育・制度改革を早期に着手する必要があると認識しております。従来から、これらの課題を克服するべく独自で検討・実行してまいりましたが、資金・人的面での制約が否めませんでした。このような厳しい経営環境を考えると、中長期的に安定した事業基盤を構築するためには、更なるスピード感と外部の力を活用した強力な推進力が必要と考えるに至りました。

こうしたなかで、平成25年5月に取引金融機関からAGを紹介されました。その後、当社とAGにて意見交換を重ねるなかで、AGは当社の抱える課題を認識し、中長期的に安定した事業基盤を構築するための投資資金を提供するのみならず、取締役2名の経営参加、並びに実務スタッフ2名の派遣等の人的資源も投入するなど、当社の運命共同体として中長期的な企業価値向上のためにコミットしていただく意向を持つに至り、平成25年12月に、AGファンドから第三者割当増資の検討をしたいとの具体的な提案がありました。その後AGファンドから、平成26年1月22日にビジネスデューデリジェンスを踏まえた中間提案を、平成26年2月21日にプロフェッショナルデューデリジェンスを踏まえた最終提案が行われました。当社は、AGの経営姿勢、行動基準を十分理解し共感したこと、AGの当社事業の課題に対する高い理解度から、AGは当社の課題を解決していくのに適した業務提携候補先であると認識し提携に向けて検討を進めました。更にAGファンドの出資先10先は、国内上場会社5社、国内上場会社子会社5社（うち有価証券報告書提出会社3社）からなる等、当社はAGファンドの信用度が高いと判断し、資本提携により、AGファンドを割当予定先として選定しました。

d．割り当てようとする株式の数

当社普通株式 8,403,000株

e．株券等の保有方針

当社は、AGファンドの投資方針を確認するとともに、AGファンドが、当社株式を原則として中長期的に保有しながら当社の運命共同体として中長期的な企業価値向上をコミットし、当社企業価値の向上を図り、実現したうえで、売却により投資回収を行う方針であることを資本提携契約において確認しております。

また、当社は、AGファンドとの間において、本第三者割当増資の払込期日より2年以内に、本第三者割当増資により取得した当社普通株式について、全部または一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

f．払込みに要する資金等の状況

本第三者割当増資の払込みに関する流れとしては以下を予定しております。

AGファンドの無限責任組員であるAGにより、同組合の投資事業有限責任組合契約の規定に基づき、同組合の組員に対するキャピタルコールを行い、本第三者割当増資払込期日以前に同組合の組員から同組合の銀行口座に払い込みがなされます。その後AGファンドの無限責任組員であるAGが、かかる資金を当社銀行口座に払い込みます。

AGファンドは、10先の適格機関投資家である有限責任組員（国内上場会社5社、国内上場会社子会社5社（うち有価証券報告書提出会社3社））と無限責任組員であるAGからの、投資事業有限責任組合契約において合意された割合による出資により構成されております。この点につき、当社は、投資事業有限責任組合契約の内容を確認しております。また、有限責任組員10先の資金状況につきましては、開示されている直近の有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書ならびに直近の会社法に基づく決算公告によって、各々投資事業有限責任組合契約上で約束された出資口数に基づく払込みに要する現預金を確認いたしました。

無限責任組員であるAGの資金状況につきましては、AGの取引銀行が発行した平成26年2月26日付残高証明書を手入して、AGファンドに係る投資事業有限責任組合契約上で約束された出資口数に基づく払込みに要する現預金を確認いたしました。

以上の結果、当社は、本第三者割当増資の払込みについて確実性があるものと判断しております。

g．割当予定先の実態

当社は、本第三者割当増資の割当予定先であるAGファンドの本第三者割当増資に係る投資権限につきましては、無限責任組員であるAGが当社株式への新規投資、組合財産の管理及び処分にかかる権利を有していることを、AGファンドに係る投資事業有限責任組合契約により確認しております。

当社は、AGファンドが暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）であるか否か、またAGファンドが特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて第三者機関である株式会社JPリサーチ&コンサルティング（所在地：東京都港区虎ノ門3-7-12虎ノ門アネックス6階 代表取締役 古野啓介）に対し、AGファンドへの出資を約束した有限責任組員10先及び無限責任組員であるAGについての調査を依頼しました。調査対象に関わる書類・資料の査閲・分析、検証及び過去の行為・属性情報、訴訟歴、破産歴等の確認、並びに関係機関への照会及び風評収集、現地調査を実施した結果、特別注意を要する該当事項は検出されおらず、調査対象の健全性、適切性に疑義が生じ、調査対象が特定団体等に該当する、又は特定団体等と何らかの関係を有するような懸念事項は一切確認されなかった旨の調査報告書を受領しています。

上記の通り、当社は、割当予定先並びに主な出資者が特定団体等とは一切関係がないことを確認しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

発行価格及び処分価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本第三者割当増資による募集株式の発行価格及び処分価格は、当社株式の証券市場における売買高が比較的少ないことなどから、できるだけ取締役会決議日に近い日における株価を参照することが適切であると考え、取締役会決議日の直前取引日（平成26年3月13日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値（122円）を基礎として119円（直前取引日終値に対し2.46パーセントのディスカウント）と決定いたしました。

発行価格及び処分価格については、当社の発行済株式総数に対する本第三者割当により割当てられる株式数の比率が約34%となること、当社株式の流動性が比較的低いこと、当社の事業及び株式市場、その他当社株式の株価に与える影響を中長期にわたり引き受けるリスクを負担すること等から、AGファンドよりディスカウントの申出がありました。当社は、AG及びAGファンドとの関係強化によるメリット、AGファンドが割当てられる株式を中長期間にわたり保有する方針であること等を考慮すれば2.46パーセントのディスカウントに合理性があると判断し、当社とAGファンドとの間で継続的に協議したうえで総合的に判断して決定したものであり、いわゆる有利発行には該当しないものと判断しております。

なお、上記発行価格及び処分価格は、取締役会決議日の直前取引日（平成26年3月13日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値（122円）に対して2.46パーセントのディスカウント、直前取引日までの1か月間の終値平均（124円）に対して4.03パーセントのディスカウント、3か月間の終値平均（128円）に対して7.03パーセントのディスカウント、6か月間の終値平均（126円）に対して5.56パーセントのディスカウントとなっております。直前取引日の終値、直前取引日までの1か月間、直前取引日までの3か月間、直前取引日までの6か月間の終値平均値のいずれについても10%以内のディスカウントとなっており、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しております。

なお、当社監査役3名全員（うち2名は社外監査役）は、当社取締役会に対し、本第三者割当増資に係る払込金額は、上記のとおり時価を基準として合理的な判断に基づいて決定されており、加えて日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠していることから、払込金額は割当予定先に特に有利なものではない旨の意見を平成26年3月14日付の意見書において述べております。

発行数量及び処分数量並びに株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資は、平成26年3月14日現在の当社発行普通株式総数24,745,848株に対する割合は33.96%、割当予定先へ新たに付与する議決権8,403個の総議決権数23,449個に対する割合は35.84%となり、既存株主に対して大規模な希薄化が生じます。

しかしながら、当社は、本第三者割当増資により調達する資金によって、上流工程（企画・デザイン・IT/WEB）の強化を中心とした提携、業務委託、その他諸施策によりお取引先への訴求力を高めることによりワンストップサービス化を図り、中流・下流工程と一体となり顧客ニーズに徹底的に対応できる体制を強化し、システム投資による業務プロセス改善により、各部門が共通に使用する経営指標を設定する等の見える化を通じて、部門・工程単位での数値責任と目標を明確化し、組織横断型コミュニケーション活性化のための仕掛けを策定する一方、外部機関を活用した人材教育や制度改革にも注力し、また、ノウハウ・成功事例の蓄積を進めて、人材レベルアップを支援することを通じて、厳しい経営環境の中でも中長期的に安定した事業基盤を構築してまいります。

このように中長期的に安定した事業基盤を構築することが、当社の企業価値向上及び既存株主の皆様の利益向上につながるものと考えており、本第三者割当増資による発行数量及び処分数量並びに希薄化の規模については合理的な規模であると平成26年3月14日に開催された取締役会で判断致しました。

なお、本第三者割当増資は大規模な希薄化を伴うことから、経営者から一定程度独立し、かつ割当予定先との間に利害関係を有しない第三者を指名し、当該割当ての必要性及び相当性等に関する客観的な意見を取得することといたしました。当該第三者の検討内容は「6. b . 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程」に記載のとおりですが、当社取締役会は平成26年3月13日付で本第三者割当増資により資金調達を行う必要性があること並びに発行方法及び発行の条件は相当である旨の意見を取得しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当による新規発行株式及び自己株式の処分(8,403,000株)の、当社の発行済株式総数(24,745,848株)に係る議決権を有しない株式を除いた議決権数23,449個に占める割合は、35.84%に相当し、希薄率が25%以上となることから、本第三者割当増資は「企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当増資に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数 (千株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
AG投資事業有限責任組合	東京都港区赤坂2-23-1			8,403	26.38%
王子ホールディングス株式会社	東京都中央区銀座4-7-5	1,201	5.12%	1,201	3.77%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	1,171	4.99%	1,171	3.67%
三浦総業株式会社	東京都墨田区千歳3-9-9	1,105	4.71%	1,105	3.46%
凸版印刷株式会社	東京都台東区台東1-5-1	1,004	4.28%	1,004	3.15%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社退職給付信託口・DIC株式会社口	東京都港区浜松町2-11-3	901	3.84%	901	2.82%
三菱製紙株式会社	東京都墨田区両国2-10-14	877	3.74%	877	2.75%
東洋インキSCホールディングス株式会社	東京都中央区京橋3-7-1	767	3.27%	767	2.40%
明治安田生命保険相互会社	東京都中央区晴海1-8-12	755	3.21%	755	2.37%
三浦久司	東京都港区	720	3.07%	720	2.26%
日本製紙株式会社	東京都北区王子1-4-1	700	2.98%	700	2.19%
計		9,204	39.23%	17,607	55.26%

(注) 1 割当前の所有株式数及び割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年9月30日現在の株主名簿を基準としております。

2 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数第三位未満を切捨てております。

3 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本第三者割当増資後の総議決権数31,852個に対する割合です。

4 平成26年2月28日現在 1,135,556株の自己株式を有しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

a．大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

「第3 第三者割当の場合の特記事項 1割当予定先の状況 c割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社では今期から3か年の新中期経営計画「みんなの中計」のなかで、主力の印刷事業においては、受注拡大に軸足を置き、新たな差別化要因の創出による収益源の確立と利益体質強化の実現に向け、事業構造の再構築に取り組んでまいりましたが、受注単価下落傾向が続き、加えて材料費の値上がりも影響するなど、厳しい経営環境で推移しております。新中期経営計画「みんなの中計」においては、印刷領域の再構築（中流工程）とロジスティクス領域の強化（下流工程）に加え、収益モニタリングシステムによる採算管理の徹底や内製化拡大による収益改善を進めて参りましたが、厳しい受注環境の中で、企画・デザイン・IT/WEBといった上流工程の機能が十分でなくその結果としてお取引先様への訴求力が不足していることから、期待する成果を出すには至っておりません。更に、長い歴史の中で部門毎の独自色が強くなり会社全体の力が分散していることから、業務プロセス改善、社内コミュニケーション活性化・人材教育・制度改革を早期に着手する必要があると認識しております。従来から、これらの課題を克服するべく独自で検討・実行してまいりましたが、資金・人的面での制約が否めませんでした。このような厳しい経営環境を考えると、中長期的に安定した事業基盤を構築するためには、更なるスピード感と外部の力を活用した強力な推進力が必要と考えるに至りました。

具体的には、新たな成長戦略として、お取引先様への訴求力を高めることを目的とした上流工程（企画・デザイン・IT/WEB）の強化を目的とした提携、業務委託、その他の施策により中流・下流工程と一体となり顧客ニーズに徹底的に対応できるワンストップサービス化を図ること、システム投資による業務プロセスの再構築を図り、各部門が共通して使用する経営指標を設定する等の見える化を通じて、部門の利益責任と目標を明確化すること、組織横断型コミュニケーションの活性化や人材教育、制度改革を推進することにより、経営環境の変化に迅速・的確に対応できる組織体制づくりを強化すること、の3点の施策を実行することを考えており、安定した投資資金の確保が必要であると考えております。

投資資金に当社の有する手元資金を充当することも検討いたしました。短期借入金返済のための資金が必要であるのに加えて、一定程度の運転資金、また経済環境・競争環境の悪化リスクに備えた資金を確保する必要もあるため、手元資金をこれらの事業投資に充当することは当社の財務基盤を毀損するおそれがあり、適切ではないものと判断いたしました。投資有価証券を現金化することで投資資金に充当することも検討いたしました。取引先に関するものが大半であり、より慎重な対応を要すると判断いたしました。

以上により、上記の事業機会や経営課題への取り組みを実現するため、外部から資金調達を行うこととしました。具体的手法として、資本性のある資金調達として公募増資や株主割当増資も考えられるものの、調達コストが相対的に高まることや当社株式の資本市場での状況などを勘案すると、当社における資金需要の発生時期に合わせて必要な資金を確実に調達できる可能性が低いと考えられること、また、金融機関からの借入による調達等を社内で十分に検討いたしました。調達資金が成長戦略のための提携やシステム投資、外部機関を活用した人材教育や制度改革等に充当されることから、長期かつ安定的な資金を調達すべきと考えられること、当社の資産規模や活動する領域における事業リスクに鑑みて、有利子負債残高の増加を回避し、自己資本を充実させることがのぞましいと考えられること、AG及びAGファンドとそれぞれ業務提携契約・資本提携契約を締結すること、当社が保有する自己株式を可能な限り活用したうえで不足する分について新株式を発行することとしたこと等から、確実かつ迅速に資金調達を実現できる新株式発行及び自己株式処分による第三者割当増資を選択いたしました。

ｂ．大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当増資は、平成26年3月13日現在の当社発行済普通株式総数24,745,848株に対する割合は33.96%、割当予定先に新たに付与する議決権数8,403個の総議決権数23,449個に対する割合は35.84%となり、既存株主に対して大規模な希薄化が生じる見込みであり、東京証券取引所の定める有価証券上場規程432条に基づき、経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手又は当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続きのいずれかが必要となります。

これについて、当社を取り巻く経営環境が引続き厳しさを増し、今期の業績が当初計画に対して下方修正を余儀なくされるなか印刷事業基盤の再構築は緊急性が高く、本第三者割当増資により調達する資金により、お取引先様への訴求力を高めるための上流工程強化に向けた提携、業務委託等、業務プロセス改善に向けたシステム構築や社内コミュニケーション活性化、人材強化等の課題解決に一日も早く着手することが極めて重要と判断し、当該大規模な第三者割当について、当社と人的関係、取引関係及び出資関係のない独立した者として、光和総合法律事務所（所在地：東京都港区赤坂4-7-15）弁護士二島豊太氏及び公認会計士・税理士栗田和憲氏、並びに社外監査役である野手茂氏から意見を聴取することといたしました。具体的には、上記3氏に対してそれぞれ、当社の事業環境、財務状況及び株価の推移といった当社の概要、並びに本第三者割当増資にかかる募集株式発行の目的、調達する資金の額、その用途及び支出予定時期、外部から資金を調達する必要性及び資金調達方法の合理性に関する考え方、発行価格及び処分価格並びに発行条件の合理性及び決定プロセスの適正性に関する考え方、割当予定先の選定理由、本第三者割当増資実行後の当社の株主構成、本第三者割当増資により企業価値の向上その他必要と思われる事項の説明を行いました。上記3氏と質疑応答を重ねた上で、上記3氏は、これらの事項を慎重に検討しました。

その結果、上記3氏からは、成長戦略のための提携やシステム投資等に充当する資金の調達を主な目的及び理由とする本第三者割当増資は妥当性があると認められること、これらの施策の戦略的重要性に鑑みれば、本第三者割当増資により調達する資金の用途及び支出予定時期に特に問題になる点はなく、調達金額との間の関連性も十分に存在していると認められること、当社の財務状態を鑑みると、短期借入金を返済するための資金が必要であるのに加えて、運転資金が一定程度必要であり、また、経済環境・競争環境の悪化リスクに備えた資金を確保する必要もあること、また、提携やシステム投資効果が顕現化するには相応の時間がかかることが想定されることから、当該事業拡大のための投資資金に手元資金を充当することは、当社の財務基盤を毀損するおそれがあり、当該施策に充当する資金を外部から調達する必要性があること、資金調達手法については、公募増資、株主割当増資、借入等のその他の手法と比較考量のうえ決定しており、第三者割当増資による資金調達を選択した判断に特に不合理な点は認められないこと、発行価格及び処分価格については、日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」に照らして、有利発行には該当しないと考えられること、及び本第三者割当増資により既存株主に対して大規模な希薄化が生じる見込みとなるが、本第三者割当増資により調達する資金により中長期的に安定した事業基盤を構築することは、当社の企業価値の向上及び既存株主の利益向上につながり、将来的には株主に最終的に利益が還元されることが見込まれ、本第三者割当増資による発行数量及び希薄化の程度は合理的な規模と考えられること等を総合的に勘案し、本第三者割当増資による募集株式の発行は、必要性及び相当性があるものと考えられる旨の意見書を平成26年3月13日付で取得しております。

以上のような検討を踏まえ、当社取締役会は、平成26年3月14日付で本第三者割当増資による募集株式の発行を決議いたしました。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成26年3月14日）までの間に生じた変更その他事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成26年3月14日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第68期）の提出日（平成25年6月27日）以後、本有価証券届出書提出日（平成26年3月14日）までの間に、次のとおり臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

1. 平成25年6月28日提出の臨時報告書

平成25年6月27日開催の当社第68回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成25年6月28日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

当該臨時報告書の報告内容は以下のとおりであります。

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役5名選任の件

三浦剛治、三石誠司、神保壽一、日達浩造及び須川直輔を取締役に選任するものであります。

第2号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される三浦久司氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める基準に従って相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会に一任するものであります。

- (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 取締役5名選任の件					
三浦 剛治	18,527	744	13	(注)1	可決 87.39%
三石 誠司	19,226	45	13		可決 90.68%
神保 壽一	19,229	42	13		可決 90.70%
日達 浩造	19,229	42	13		可決 90.70%
須川 直輔	19,213	58	13		可決 90.62%
第2号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件	18,505	779	0	(注)2	可決 87.28%

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

- (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

2. 平成26年2月28日提出の臨時報告書

平成26年2月28日開催の当社取締役会において、代表取締役の異動について決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、提出するものであります。当該臨時報告書の報告内容は以下のとおりであります。

(1) 新たに代表取締役となる者

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
日達 浩造 (昭和30年5月4日生)	代表取締役社長	常務取締役人事部長 兼製造本部担当	平成26年4月1日	14,000株

(2) 新たに代表取締役となる者についての主要略歴

昭和53年4月 当社入社
平成16年4月 当社人事部長
平成23年4月 当社執行役員人事部長
平成24年4月 当社執行役員製造本部長
平成24年6月 当社取締役製造本部長
平成25年10月 当社常務取締役人事部長兼製造本部担当（現任）

3.平成26年3月13日提出の臨時報告書

当社は、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、平成26年3月13日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

当該臨時報告書の報告内容は以下のとおりであります。

(1) 当該事象の発生年月日

平成26年3月13日

(2) 当該決議事項の内容

当社が保有している事業用不動産「千葉県船橋市習志野四丁目2002番1（地番）」及び、「墨田区千歳二丁目16番3、16番4（地番）」の2カ所に対し、平成26年3月13日付で、「事業用定期借地権設定契約のための覚書」及び「基本協定書（別館プロジェクト）」を締結いたしました。

1．船橋市習志野四丁目土地の賃貸事業に関する事項

賃貸予定地で現在使用している倉庫の解体及び、駐車場の既存アスファルト撤去等を行うため、減損損失23百万円及び今後発生が見込まれる解体費用等45百万円を特別損失として計上いたします。

2．墨田区千歳二丁目敷地の賃貸マンション開発事業に関する事項

開発事業地内の建物解体を行うため、減損損失43百万円及び今後発生が見込まれる解体費用等27百万円を特別損失として計上いたします。

(3) 当該事象の損益に与える影響

賃貸借契約の締結に伴い、平成26年3月期決算におきまして、連結・個別ともに減損損失66百万円及び解体費用等72百万円の特別損失を計上する見込みであります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第68期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第69期第3四半期)	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	平成26年2月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 6月27日

三浦印刷株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢 野 浩 一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 京 嶋 清 兵 衛 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三浦印刷株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三浦印刷株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年6月27日付取締役会において、前取締役会長に対する役員退職慰労金を会社の定める内規に比し減額支給することを決議している。その結果、内規に基づいて計上している役員退職慰労引当金との差額150百万円を翌連結会計年度の営業外収益として計上する予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、三浦印刷株式会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、三浦印刷株式会社が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月5日

三浦印刷株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	京	嶋	清	兵	衛	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大	枝	和	之	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三浦印刷株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成25年10月1日から平成25年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三浦印刷株式会社及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年 6月27日

三浦印刷株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢野 浩一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 京嶋 清兵衛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三浦印刷株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第68期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三浦印刷株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年6月27日付取締役会において、前取締役会長に対する役員退職慰労金を会社の定める内規に比し減額支給することを決議している。その結果、内規に基づいて計上している役員退職慰労引当金との差額150百万円を翌事業年度の営業外収益として計上する予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。